

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	被保険者(保険の補償を受けられる方)が海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故 <sup>(※1)</sup> によりケガをされ、そのケガのために、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。 (注)保険金をお支払いする原因となったケガにより、既に傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合は、傷害死亡保険金額からその額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ</li> <li>・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ</li> <li>・被保険者が自動車等の無資格運転、酒酔運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故によるケガ</li> <li>・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ</li> <li>・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等によるケガ<sup>(※4)</sup></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・核燃料物質の有害な特性による事故によるケガ</li> <li>・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見<sup>(※5)</sup>のないもの</li> <li>・被保険者が自動車等による競技等を行っている間(道路上でこれらを行っている場合を除きます。)に生じた事故によるケガ<sup>(※6)</sup></li> <li>・旅行開始前または旅行終了後に生じた事故によるケガ など</li> </ul>
傷害後遺障害	被保険者が海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故 <sup>(※1)</sup> によりケガをされ、そのケガのために、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。 (注)保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額が限度となります。	
治療・ 救済費用	<p>【傷害治療費用部分】 被保険者が海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故<sup>(※1)</sup>によりケガをされ、医師の治療を受けられた場合</p> <p>【疾病治療費用部分】 次のいずれかに該当した場合</p> <p>①被保険者が海外旅行開始後に発病した病気のために、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられたとき(旅行終了後に発病した病気については、その原因が旅行中に発生したものに限りませぬ。)</p> <p>②被保険者が海外旅行中に感染した特定の感染症<sup>(※2)</sup>のために、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられたとき</p> <p>【救済費用部分】 次のいずれかに該当した場合</p> <p>①被保険者が海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故<sup>(※1)</sup>によりケガをされ、そのケガのために3日以上継続して入院されたとき、または事故の日から180日以内に死亡されたとき</p> <p>②被保険者が海外旅行中に発病した病気のために、3日以上継続して入院されたとき、または旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡されたとき(旅行中に医師の治療を開始した場合に限りませぬ。)</p> <p>③被保険者が海外旅行中に病気により死亡されたとき</p> <p>④被保険者が海外旅行中に搭乗・乗船した航空機、船舶が遭難したとき</p> <p>⑤被保険者が海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故<sup>(※1)</sup>により生死が確認できないとき(無事が確認できた後に発生した費用は対象になりませぬ。)、または緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等の公的機関により確認されたとき</p>	<p>【傷害治療費用・疾病治療費用部分】 1回のケガ、病気につき、次の費用のうち実際に支出した金額で社会通念上妥当な金額をお支払いします。<sup>(※3)</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師、病院に支払った診療、入院関係費用(緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などを含みます。)</li> <li>・義手、義足の修理費(ケガの場合のみ対象となります。)</li> <li>・入院、通院のための交通費</li> <li>・治療のために必要となった通訳雇入費用</li> <li>・保険金請求のために必要な医師の診断書費用</li> <li>・法令にもとづき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用</li> <li>・入院のため必要となったa.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気につき、b.については5万円、aとb.合計で20万円を限度とします。)</li> <li>・旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。)</li> </ul> <p>(注1)ケガの場合は事故の日、病気の場合は初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限りませぬ。 (注2)お支払いする保険金は、1回のケガ、病気につき、治療・救済費用保険金額が限度となります。 (注3)カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療のために支出した費用については、保険金をお支払いできません。</p> <p>【救済費用部分】 1回のケガ、病気、事故につき、保険契約者、被保険者、親族の方が実際に支出した次の費用で、社会通念上妥当な金額をお支払いします。<sup>(※3)</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捜索救助費用</li> <li>・救済者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救済者3名分まで)</li> <li>・救済者のホテルなどの宿泊施設の客室料(救済者3名かつ1名につき14日分まで)</li> <li>・救済者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計20万円まで)</li> <li>・現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害・疾病治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。)</li> <li>・遺体処理費用(100万円まで)</li> </ul> <p>(注)お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故につき、治療・救済費用保険金額が限度となります。</p>	<p>【傷害治療費用部分】 ・保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によるケガ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ</li> <li>・被保険者が自動車等の無資格運転、酒酔運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故によるケガ</li> <li>・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等によるケガ<sup>(※4)</sup></li> <li>・核燃料物質の有害な特性による事故によるケガ</li> <li>・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見<sup>(※5)</sup>のないもの</li> <li>・被保険者が自動車等による競技等を行っている間(道路上でこれらを行っている場合を除きます。)に生じた事故によるケガ<sup>(※6)</sup></li> <li>・旅行開始前または旅行終了後に生じた事故によるケガ など</li> </ul> <p>【疾病治療費用部分】 ・保険契約者、被保険者の故意または重大な過失</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為</li> <li>・被保険者が自動車等の無資格運転、酒酔運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故</li> <li>・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等<sup>(※4)</sup></li> <li>・核燃料物質の有害な特性による事故</li> <li>・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見<sup>(※5)</sup>のないもの</li> <li>・妊娠、出産、早産、流産に起因する病気</li> <li>・歯科疾病</li> <li>・旅行開始前に発病した病気(既往症) など</li> </ul>
疾病死亡	次のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。 ①被保険者が海外旅行中に病気のために死亡されたとき ②被保険者が海外旅行開始後に発病した病気のために、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡されたとき(ただし、旅行終了後に発病した病気については、その原因が旅行中に発生したものに限りませぬ。) ③被保険者が海外旅行中に感染した特定の感染症 <sup>(※2)</sup> のために、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡されたとき		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為</li> <li>・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等<sup>(※4)</sup></li> <li>・核燃料物質の有害な特性による事故</li> <li>・ケガに起因する病気</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠、出産、早産、流産に起因する病気</li> <li>・歯科疾病 など</li> </ul>
賠償責任	被保険者が、海外旅行中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のもの <sup>(注1)</sup> を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負われた場合 <sup>(注2)</sup> 、1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の防止に要した費用、緊急措置に要した費用等もお支払いします。 <sup>(※3)(注3)</sup> (注1)「他人のもの」には次のものを含みます。・ホテルの客室(客室内の動産、セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。)、住居等の居住施設内の部屋および部屋内の動産(建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は除きます。)、レンタル業者から保険契約者または被保険者が直接借用した旅行用品・生活用品 (注2)被保険者が責任無能力者の場合で、当該責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときも含みます。 (注3)損害賠償責任の一部を承認しようとするときは、あらかじめ共栄火災の承認が必要となります。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者、被保険者の故意による損害賠償責任</li> <li>・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等による損害賠償責任<sup>(※4)</sup></li> <li>・核燃料物質の有害な特性による事故による損害賠償責任</li> <li>・被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任</li> <li>・被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任</li> <li>・被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託品に関して生じた損害賠償責任</li> <li>・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>・被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打による損害賠償責任</li> <li>・航空機、船舶、自動車、銃器(空気銃を除きます。)の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任</li> <li>・罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任 など</li> </ul>
携行品損害	海外旅行中に携行品(カメラ、宝石、衣類など)が、盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けた場合、携行品1個(1組または1対)あたり10万円(乗車券等は合計5万円)を限度として、損害額をお支払いします。 <sup>(※3)</sup> (注1)「携行品」とは、被保険者が所有かつ携行する身の回りの品をいいますが、現金、クレジットカード、定期券、コンタクトレンズ、各種書類、ビッケル等の登山用具、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、サーフィン、ウインドサーフィン等の運動を行うための用具等は含みませぬ。また、居住施設内(一戸建て住宅の場合は当該住宅の敷地内、集合住宅の場合は当該戸室内をいいます。)にあるもの、別送品を除きます。(注2)「損害額」とは、修理費または購入費から減価償却した時価額のいずれか低い方をいいますが、運転免許証については再発給手数料を、パスポートについては5万円を限度に再取得費用(再発給手数料、電信料、交通費、宿泊費等の現地での負担した費用)をお支払いします。(注3)携行品損害保険金額を保険期間中の限度とします。ただし、携行品盗難支払額に関する特約を付帯されている場合は、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者、被保険者の故意または重大な過失による損害</li> <li>・被保険者が無資格、酒酔または麻薬等を使用した状態で自動車等を運転している間に生じた事故による損害</li> <li>・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等による損害<sup>(※4)</sup></li> <li>・核燃料物質の有害な特性による事故による損害</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難措置、空港等の安全確認検査等による錠の破壊を除きます。)による損害</li> <li>・携行品の欠陥</li> <li>・携行品の自然の消耗、さび、かび、変色、ねずみ喰い、虫喰い等</li> <li>・携行品の単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害</li> <li>・携行品の置き忘れまたは紛失 など</li> </ul>
入院一時金	治療・救済費用保険金を支払われる場合で、その原因となったケガまたは病気のために、被保険者が2日以上継続して入院されたとき	1回のケガまたは病気につき1回を限度として、入院一時金額をお支払いします。	
旅行中事故 緊急費用	海外旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故のために被保険者が費用の負担を余儀なくされた場合、次の費用で、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 <sup>(※3)</sup> ・交通費 ・ホテル等客室料 ・食事代 ・国際電話料等通信費 ・渡航手続費 ・旅行サービス取消料 ・身の回り品購入費	(注1)「予期せぬ偶然な事故」とは、公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社(ツアーオペレーターを含みます。)により、その発生の証明がなされるものに限りませぬ。(注2)左記の合計で、旅行中事故緊急費用保険金額を保険期間中の限度とします。ただし、食事代については旅行中事故緊急費用保険金額の10%を、身の回り品購入費については旅行中事故緊急費用保険金額の2倍を限度とします。(注3)食事代については、次のいずれかに該当した場合に限りませぬ。 ・被保険者が搭乗する予定だった航空機の出発予定時刻から6時間以上の出発遅延、欠航、運休、航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更のために、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できないとき ・到着機 <sup>(※7)</sup> の遅延等のために、出発機 <sup>(※8)</sup> に搭乗できず、到着機の到着時刻から6時間以内に代替機を利用できないとき(注4)身の回り品購入費については、被保険者が乗客として搭乗する航空機が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、被保険者が航空会社に寄託した手荷物が当該目的地に運搬されなかった場合で、当該目的地に到着してから96時間以内に費用を負担したときに限りませぬ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者、被保険者の故意、重大な過失または法令違反</li> <li>・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為</li> <li>・被保険者が自動車等の無資格運転、酒酔運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故</li> <li>・地震、噴火またはこれらによる津波</li> <li>・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等<sup>(※4)</sup></li> <li>・核燃料物質の有害な特性による事故</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行時刻が定められていない航空機、船舶、車両等の遅延、欠航、運休</li> <li>・妊娠、出産、早産、流産またはこれらに起因する病気</li> <li>・歯科疾病</li> <li>・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見<sup>(※5)</sup>のないもの</li> <li>・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険なスポーツを行っている間の事故によるケガ</li> <li>・被保険者が自動車等による競技等を行っている間(道路上でこれらを行っている場合を除きます。)に生じた事故によるケガ など</li> </ul>
航空機 寄託手荷物 遅延等費用	被保険者が乗客として搭乗する航空機が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、被保険者が航空会社に寄託した手荷物が当該目的地に運搬されなかった場合、被保険者が目的地で実際に支出した次の費用を、1回の事故につき10万円を限度にお支払いします。 <sup>(※3)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衣類購入費(下着、寝間着など必要不可欠な衣類)</li> <li>・生活必需品購入費</li> <li>・上記以外でやむを得ず必要となった身の回り品購入費</li> </ul> <p>(注)目的地への到着後96時間以内で、かつ手荷物が被保険者のもとに到着するまでの間に負担した費用に限りませぬ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者、被保険者の故意、重大な過失または法令違反</li> <li>・地震、噴火またはこれらによる津波</li> <li>・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等<sup>(※4)</sup></li> <li>・核燃料物質の有害な特性による事故 など</li> </ul>
航空機 遅延費用	次のいずれかに該当した場合 ①被保険者が搭乗する予定だった航空機の出発予定時刻から6時間以上の出発遅延、欠航、運休、航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更のために、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できないとき ②到着機 <sup>(※7)</sup> の遅延等のために、出発機 <sup>(※8)</sup> に搭乗できず、到着機の到着時刻から6時間以内に代替機を利用できないとき	被保険者が実際に支出した次の費用を、1回の事故につき2万円を限度にお支払いします。 <sup>(※3)</sup> ・ホテル等客室料 ・食事代 ・ホテル等への移動に要するタクシー代等の交通費 ・航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者、被保険者の故意、重大な過失または法令違反</li> <li>・地震、噴火またはこれらによる津波</li> <li>・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等<sup>(※4)</sup></li> <li>・核燃料物質の有害な特性による事故 など</li> </ul>

(※1)急激かつ偶然な外来の事故とは…次の3項目を全て満たす場合をいいます。○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの○外来性＝身体の外からの作用によるもの(左記3項目に該当しないケガの例)日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるケガ)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、ケガに関する保険金支払の対象にはなりません。(※2)コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺炎候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。(※3)他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、保険金が差し引かれることがあります。(※4)戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為による事故等は補償の対象となります。(※5)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。(※6)共栄火災所定の割増保険料をお支払いいただくことにより、補償の対象とすることができます。詳しくは取扱代理店または共栄火災にご相談ください。(※7)「到着機」とは被保険者が航空機を乗り継ぐ場合において、乗継地に到着する被保険者の搭乗した航空機をいいます。(※8)「出発機」とは乗継地から出発する被保険者の搭乗する予定だった航空機をいいます。